

宮城県次世代型商店街形成支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、地域のニーズや商店街を取り巻く環境の変化に適合した、次世代を見据えた持続的で発展的な商店街の構築を図るため、商店街団体等が行う商店街等活性化事業に要する経費について、予算の範囲内において宮城県次世代型商店街形成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象等）

第2 補助金の交付対象となる事業の区分、内容、事業者、補助率、補助限度額及び補助対象経費は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

（交付の申請）

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税担当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）支出明細書
- （4）納税証明書
- （5）暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
- （6）その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- （1）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- （2）県税に未納がある者

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）又は事業区分間の経費の配分の変更（20%以内の流用をするものは除く。）をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、指示を受けること。
- (4) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定に基づく第1項の報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支精算書
 - (3) 支出明細書
 - (4) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第7 補助事業者は、第5第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消

費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（処分の制限を受ける財産）

第 8 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）であって、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

（処分の制限を受ける期間等）

第 9 規則第 21 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令」（昭和 53 年 8 月 5 日付け通商産業省告示第 360 号）に定めるものにあつてはその期間を準用し、その他のものにあつては 5 年間とする。

- 2 第 9 に規定する処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、様式第 7 号により、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- 3 知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

（その他）

第 10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 6 月 5 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 （第 2 関係）

区分	内容
補助対象事業者	1 商店街振興組合 2 事業協同組合 3 商工会 4 商工会議所 5 任意の商店街組織（規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる組織に限る。） 6 中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項第 1 号ロに定める会社若しくは第 2 号ロに定める一般社団法人等又は特定会社 7 その他、商店街の活性化に資する取組を行う団体で知事が認める団体（特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等）
補助対象事業	別表 2 に掲げる事業 ビジョン形成及び課題解決（ソフト及びハード）事業のうち、「空き店舗対策」及び「地域の生活を支える取組」に係る事業については、重点支援枠とする。

別表 2（第 2 関係）

事業区分	事業内容	補助率	補助限度額
ビジョン形成	商店街を取り巻く環境の変化を踏まえた商店街のビジョン（目標、目指す姿等）の策定及びそれに付随する調査・検討事業	2 / 3	2, 0 0 0 千円 （1 か年）
課題解決 （ソフト事業）	商店街のビジョンに基づき、商店街が抱える課題を解決するために行うソフト事業 ※事業の内容（例） ・商店街等の創意工夫を活かした個性の創出・発展を図るためのイベント、研修 ・地域の団体等と共同で行う商店街・地域の活性化に資する事業 ・商店街の魅力を発信するための事業 ※重点支援枠に該当する事業（例） ・複数の空き店舗への出店のマッチング ・住民の買い物環境を維持するために、ECサイトの立ち上げによる販路拡大	2 / 3	1, 0 0 0 千円 （1 か年） 【重点支援枠】 2, 0 0 0 千円 （1 か年）
課題解決 （ハード事業）	商店街のビジョンに基づき、商店街が抱える課題を解決するために行うハード事業 ※事業の内容（例） ・商店街共同施設の設置、改修、補修 ・インバウンド誘客に向けた多言語案内看板等を設置する事業 ※重点支援枠に該当する事業（例） ・空き店舗を共同施設として活用するためのリノベーション ・住民の買い物環境を維持するための共同物販施設の整備や移動販売車両の導入 ・地域コミュニティとしての機能を維持するための、コミュニティスペースの整備や備品の購入	1 / 2	3, 0 0 0 千円 （2 か年計） 【重点支援枠】 6, 0 0 0 千円 （2 か年計）

※ 各事業最大 2 か年申請可能

別表 3 （第 2 関係）

補助対象経費	
1	謝金（外部専門家、講師等への謝金）
2	旅費（外部専門家、講師等、視察に係る旅費）
3	賃金（事業実施に当たり必要な業務を行うために雇用するアルバイト等への賃金）
4	委託費（事業を実施する上で必要な業務を委託する経費）
5	商店街施設の取得及び改修又は補修に係る費用
6	店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費
7	備品購入費
8	事務費（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、原稿料、消耗品費、回線使用料 等）
9	広報費・イベント費
10	新商品の開発等に係る経費
11	その他事業を実施する上で必要と認められる経費